

令和 7 年大府市訓令一覧

公表日 令和 7 年 3 月 3 1 日

- 第 2 号 大府市保育所職員安全衛生管理規程の制定
- 第 3 号 大府市庁内会議規程の一部改正
- 第 4 号 大府市決裁規程の一部改正
- 第 5 号 大府市会計管理者事務決裁規程の一部改正
- 第 6 号 大府市私有車の公務使用に関する規程の一部改正
- 第 7 号 大府市文書管理規程の一部改正
- 第 8 号 大府市公印規程の一部改正
- 第 9 号 大府市職員の勤務時間に関する規程の一部改正
- 第 10 号 大府市社会福祉事務所処務規程の一部改正

大府市訓令第2号

大府市保育所職員安全衛生管理規程を次のように定める。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市保育所職員安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例（昭和46年大府市条例第14号）第2条の保育所（以下「保育所」という。）に勤務する職員をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努めるものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、市長及びこの規程により置かれる総括安全衛生管理者等が、法令及びこの規程に基づいて講ずる安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

(総括安全衛生管理者等)

第5条 職員の安全及び衛生に関する業務を総括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、保育所を所管する課の指導保育士をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者及び衛生推進者を指揮する。

(衛生管理者)

第6条 法第12条第1項の規定に基づき衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、市長が選任する。

- 3 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮に従い、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に関する事項を管理する。

(衛生推進者)

第7条 法第12条の2の規定に基づき衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、市長が選任する。

- 3 衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮に従い、法第10条第1項各号に掲げる業務を行う。

(産業医)

第8条 法第13条第1項の規定に基づき産業医を置く。

- 2 産業医は、市長が医師のうちから選任する。

- 3 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安全衛生規則」という。）第14条第1項各号に掲げる業務を行う。

(安全衛生委員会の設置)

第9条 職員の安全及び衛生に関する重要事項を調査審議するため、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 衛生推進者
- (4) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから市長が指名する者
- (5) 産業医

- 2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の定数は15人以内とし、当該委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

- 3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の業務)

第11条 委員会は、法第18条第1項各号の事項を調査審議する。

(委員会の議長)

第12条 委員会の議長は、総括安全衛生管理者をもって充てる。

(委員会の招集)

第13条 委員会は、議長が招集する。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、保育所を所管する課において処理する。

(委員会の運営)

第15条 第9条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

大府市訓令第3号

大府市市内会議規程（昭和49年大府市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（幹部会議） 第3条 略 2 略 3 幹部会議は、毎週<u>火曜日</u>の午前に開催することを常例とする。 4 幹部会議の庶務は、企画政策部<u>秘書室</u>において処理する。 5 略 （課長会議） 第4条の2 課長会議は、企画政策部<u>秘書室長</u>が主宰し、課長及び室長をもつて構成する。 2・3 略 4 課長会議の庶務は、企画政策部<u>秘書室</u>において処理する。 5 略	（幹部会議） 第3条 略 2 略 3 幹部会議は、毎週<u>月曜日</u>の午前に開催することを常例とする。 4 幹部会議の庶務は、企画政策部<u>秘書人事課</u>において処理する。 5 略 （課長会議） 第4条の2 課長会議は、企画政策部<u>秘書人事課長</u>が主宰し、課長及び室長をもつて構成する。 2・3 略 4 課長会議の庶務は、企画政策部<u>秘書人事課</u>において処理する。 5 略

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

大府市訓令第4号

大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～(12) 略 (13) 施設 公民館、歴史民俗資料館、ふれ愛サポートセンター、保育所、<u>こども幸齢者交流センター</u>、<u>こども交流センター</u>、<u>こどもステーション</u>及び消防署共長出張所をいう。 (14) 施設長 公民館の館長、歴史民俗資料館の館長、ふれ愛サポートセンター館長、保育園長、<u>こども幸齢者交流センター</u>館長、<u>こども交流センター</u>館長、<u>こどもステーション</u>所長及び消防署共長出張所の所長をいう。 別表第1（第7条、第8条関係） 1 共通事務関係 <table><tr><td>決裁区分</td><td>市長</td><td>副市長</td><td>部長</td><td>課長</td><td>備考</td></tr></table>	決裁区分	市長	副市長	部長	課長	備考	（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～(12) 略 (13) 施設 公民館、歴史民俗資料館、ふれ愛サポートセンター、保育所、<u>児童老人福祉センター</u>、<u>児童センター</u>、<u>子どもステーション</u>及び消防署共長出張所をいう。 (14) 施設長 公民館の館長、歴史民俗資料館の館長、ふれ愛サポートセンター館長、保育園長、<u>児童老人福祉センター</u>館長、<u>児童センター</u>館長、<u>子どもステーション</u>所長及び消防署共長出張所の所長をいう。 別表第1（第7条、第8条関係） 1 共通事務関係 <table><tr><td>決裁区分</td><td>市長</td><td>副市長</td><td>部長</td><td>課長</td><td>備考</td></tr></table>	決裁区分	市長	副市長	部長	課長	備考
決裁区分	市長	副市長	部長	課長	備考								
決裁区分	市長	副市長	部長	課長	備考								

改正後								改正前							
	決裁事項								決裁事項						
	その他の 文書	1 重 要な 出版 物の 刊行	<u>一般定</u> <u>例的な</u> <u>出版物</u> <u>の刊行</u>		1 原 簿台 帳等 の作 成、 記載 の確 認	1 出版物と は、紙媒 体、電子媒 体の別にか かわらず、 計画書、報 告書、パン フレット、			その他の 文書	1 出 版物 の刊 行			1 原 簿台 帳等 の作 成、 記載 の確 認	1 出版物と は、紙媒 体、電子媒 体の別にか かわらず、 計画書、報 告書、パン フレット、	
		2 協 定の 締結			2 出 版物 の贈 与	2 ポスター、 チラシ等市 の政策、施 策、事業に				2 協 定の 締結			2 出 版物 の贈 与	2 ポスター、 チラシ等市 の政策、施 策、事業に	
		3 市 長名 義に よる 書簡			3 出 版物 の刊 行 (既	3 ついて市民 に向けて広 く伝達する ことを目的 とするもの				3 市 長名 義に よる 書簡			3 出 版物 の刊 行 (既	3 ついて市民 に向けて広 く伝達する ことを目的 とするもの	

改正後						改正前					
3 共通財務関係 略						3 共通財務関係 略					
別表第2（第7条、第8条関係）						別表第2（第7条、第8条関係）					
各課個別事務関係						各課個別事務関係					
主務 課・室 の区分	決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長	課長	主務 課・室 の区分	決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長	課長
人事政 策課						秘書人 事課					
企画広 報戦略 課						企画広 報戦略 課					
財務政 策課						財務財 政課	政策法務 の推進に 関するこ と。				例規類集 の編集、 発行、加 除、整理
							政務活動費 1 交付 の決定 (変更 を含				

改正後						改正前					
								<u>む。)</u>			
								<u>2 返還額</u>			
								<u>の決定</u>			
	地方交付税			略	略		地方交付税			略	略
政策法 務推進 室	政策法務	政策法務			例規類集						
		<u>の推進に 関するこ と。</u>			<u>の編集、 発行、加 除、整理</u>						
	政務活動費	<u>1 交付 の決定 (変更 を含 む。</u>									
		<u>2 返還額 の決定</u>									
行政管 理課						行政管 理課					
デジタル	略		略	略		デジタル	略		略	略	

改正後							改正前						
戦略室	略		略	略	略		戦略室	略		略	略	略	
市民課	略				略		市民課	略				略	
	略				略			略				略	
	埋火葬				埋火葬許可			埋火葬				1 埋火葬許可	
												2 火葬場使用許可	
税務課							税務課						
協働推進課							協働推進課						
文化交流課	文化振興			略	略		文化スポーツ交流課	文化振興			略	略	
								スポーツ推進			総合的な企画及び推進に関すること。	1 スポーツ選手育成及び支援に関する	

改正後							改正前				
											こと。
											2 スポーツ団 体に関 するこ と。
											3 関連 団体と の連絡 調整に 関する こと。
											4 一般 的な企 画及び 推進に 関する こと。
								体育施設			体育施設

改正後						改正前					
											に関する こと。
スポー ツ振興 室	スポーツ振興			総合的な 企画及び 推進に関 するこ と。	1 スポーツ選 手の育 成及び 支援に 関する こと。 2 スポ ーツ団 体に関 するこ と。 3 関連 団体と の連絡 調整に						

改正後						改正前					
					<u>関する</u> <u>こと。</u> <u>4 一般</u> <u>的な企</u> <u>画及び</u> <u>推進に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u>						
	<u>体育施設</u>				<u>体育施設</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u>						
<u>福祉まる</u>						<u>福祉総</u>					
<u>ごと相談</u>						<u>合相談</u>					
<u>室</u>						<u>室</u>					
<u>こども</u>						<u>こども</u>					
<u>若者支</u>	若者			略	略	<u>若者女</u>	若者			略	略
<u>援課</u>						<u>性課</u>	<u>男女共同参画</u>			<u>総合的な</u>	<u>1 石ヶ</u>

改正後							改正前						
											<u>企画、調 整及び推 進に関す ること。</u>	<u>瀬会館 に関す るこ と。</u>	
<u>女性活 躍推進 室</u>	<u>男女共同参画</u>			<u>総合的な 企画、調 整及び推 進に関す ること。</u>	<u>1 石ヶ 瀬会館 に関す ること。</u> <u>2 一般 的な企 画、調 整及び</u>							<u>2 一般 的な企 画、調 整及び 推進に 関する こと。</u>	

改正後						改正前					
					<u>推進に 関する こと。</u>						
健康増 進課	母子・ <u>成人高 齢者</u> 保健事業			総合的な運 営に関する こと。	一般的な企 画及び運営 に関するこ と。	健康増 進課	母子・ <u>成人老 人</u> 保健事業			総合的な運 営に関する こと。	一般的な 企画及び 運営に関 するこ と。
	略	略					略	略			
	略				略		略				略
	略				略		略				略
都市政 策課						都市政 策課					
	建築	1 開発 行為面 積 10,000 m ² 以上 の事業 に関す	事業施行 方法の承 認	1 建築 基準法 (昭和 25年法 律第201 号) に 基づく	1 建築 確認申 請の処 理		建築	1 開発 行為面 積 10,000 m ² 以上 の事業 に関す	事業施行 方法の承 認	1 建築 基準法 (昭和 25年法 律第201 号) に 基づく	1 建築 確認申 請の処 理

改正後							改正前						
			る許可		許可、 認定及 び指定				る許可		許可、 認定及 び指定		
			2 3,000 m ² 以上 又は30 戸以上 の宅地 開発行 為等に 関する 事前協 議		2 都市 計画法 に基づ く許 可、協 議及び 承認	2 都市 計画区 域内建 築物等 行為の 確認			2 3,000 m ² 以上 又は30 戸以上 の宅地 開発行 為等に 関する 事前協 議		2 都市 計画法 に基づ く許 可、協 議及び 承認	2 都市 計画区 域内建 築物等 行為の 確認	
					3 <u>宅地</u> <u>造成及</u> <u>び特定</u> <u>盛土等</u> <u>規制法</u> (昭和	3 防火 建築帯 造成事 業現場 検査立 入り					3 <u>宅地</u> <u>造成等</u> <u>規制法</u> (昭和 36年法 律第191	3 防火 建築帯 造成事 業現場 検査立 入り	

改正後								改正前							
					36年法 律第191 号) に 基づく 許可及 び協議	4 租税 特別措 置法 (昭和 32年法 律第26 号) に 基づく 優良宅 地及び 優良住 宅の認 定	4 建築 工事施 行上の 監督指 示						号) に 基づく 許可及 び協議	4 租税 特別措 置法 (昭和 32年法 律第26 号) に 基づく 優良宅 地及び 優良住 宅の認 定	4 建築 工事施 行上の 監督指 示

改正後						改正前					
				5 宅地 等開発 事業に 関する 事前協 議						5 宅地 等開発 事業に 関する 事前協 議	
				6 地区 計画の 区域内 におけ る建築 の届出 の処理						6 地区 計画の 区域内 におけ る建築 の届出 の処理	
				7 建築 基準法 違反に 係る是 正命令						7 建築 基準法 違反に 係る是 正命令	

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第13号及び第14号の改正規定は、同年10月 1 日から施行する。

大府市訓令第5号

大府市会計管理者事務決裁規程（平成20年大府市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規程は、大府市会計管理者の権限に属する事務<u>における会計管理者の意思決定に代わる</u>代決その他事務処理について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規程は、大府市会計管理者の権限に属する事務<u>の意思決定、会計管理者の意思決定に代わる専決、</u>代決その他事務処理について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 <u>（決裁区分）</u> 第3条 <u>会計管理者の意思決定及び会計課長（以下「課長」という。）の専決事項は、別表に掲げる決裁区分の定めるところによる。</u> <u>（専決の制限）</u> 第4条 <u>前条に定める専決事項であっても、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新たな事項は、会計管理者の決裁を受けなければならない。</u>
（代決） <u>第3条</u> 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、<u>会計課長（以下「課長」という。）</u>がその事項を代決する。ただし、	（代決） <u>第5条</u> 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、<u>課長</u>がその事項を代決する。ただし、課長もともに不在のとき又は

改正後	改正前																											
課長もともに不在のとき又は会計管理者が課長を兼務しているときは、 所管する事務の範囲内で主幹、課長補佐又は係長のうち上席の職員がそ の事項を代決する。	会計管理者が課長を兼務しているときは、所管する事務の範囲内で主幹、 課長補佐又は係長のうち上席の職員がその事項を代決する。																											
第4条 略	2 課長の専決事項について、課長が不在のときは、会計管理者がその事 項を決裁する。ただし、会計管理者もともに不在のとき又は会計管理者 が課長を兼務しているときは、所管する事務の範囲内で主幹、課長補佐 又は係長のうち上席の職員がその事項を代決する。																											
第5条 略	第6条 略																											
	第7条 略																											
	別表（第3条関係）																											
	<table><tr><th colspan="2">決裁区分</th><th>会計管理者</th><th>課長</th></tr><tr><th colspan="2">決裁事項</th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="6">支出命令の審査</td><td>1 報酬</td><td></td><td>全該当事項</td></tr><tr><td>2 給料</td><td></td><td>全該当事項</td></tr><tr><td>3 職員手当等</td><td></td><td>全該当事項</td></tr><tr><td>4 共済費</td><td></td><td>全該当事項</td></tr><tr><td>5 災害補償費</td><td>100万円を超える もの</td><td>100万円以下</td></tr><tr><td>6 恩給及び退職年金</td><td>100万円を超える</td><td>100万円以下</td></tr></table>	決裁区分		会計管理者	課長	決裁事項				支出命令の審査	1 報酬		全該当事項	2 給料		全該当事項	3 職員手当等		全該当事項	4 共済費		全該当事項	5 災害補償費	100万円を超える もの	100万円以下	6 恩給及び退職年金	100万円を超える	100万円以下
決裁区分		会計管理者	課長																									
決裁事項																												
支出命令の審査	1 報酬		全該当事項																									
	2 給料		全該当事項																									
	3 職員手当等		全該当事項																									
	4 共済費		全該当事項																									
	5 災害補償費	100万円を超える もの	100万円以下																									
	6 恩給及び退職年金	100万円を超える	100万円以下																									

改正後		改正前			
	及 び 支 出 命 令		<u>もの</u>		
		<u>7 報償費</u>	<u>100万円を超える</u>	<u>100万円以下</u>	
			<u>もの</u>		
		<u>8 旅費</u>		<u>全該当事項</u>	
		<u>9 交際費</u>	<u>100万円を超える</u>	<u>100万円以下</u>	
			<u>もの</u>		
		<u>10 需用費</u>	<u>02 燃料費</u>		<u>全該当事項</u>
			<u>05 光熱水費</u>		<u>全該当事項</u>
			<u>07 賄材料費</u>		<u>全該当事項</u>
		<u>上記以外のもの</u>	<u>100万円を超える</u>	<u>100万円以下</u>	
		<u>11 役務費</u>	<u>01 通信運搬費</u>		<u>全該当事項</u>
			<u>06 火災保険料</u>		<u>全該当事項</u>
			<u>07 自動車損害保険料</u>		<u>全該当事項</u>
			<u>08 その他保険料</u>		<u>全該当事項</u>

改正後		改正前				
			<u>上記以外のもの</u>	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>	
			<u>12 委託料</u>	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>	
			<u>13 使用料及び賃借料</u>	<u>08 下水道使用料</u>		<u>全該当事項</u>
			<u>上記以外のもの</u>	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>	
			<u>14 工事請負費</u>	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>	
			<u>15 原材料費</u>	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>	
			<u>16 公有財産購入費</u>	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>	
			<u>17 備品購入費</u>	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>	
<u>18 負担金、補助及び交付金</u>	<u>05 その他負担金のうち医療給</u>		<u>全該当事項</u>			

改正後		改正前			
			<u>付費</u> <u>上記以外のもの</u>	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>
			19 扶助費		全該当事項
			20 貸付金	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>
			21 補償、補填 03 賠償金 及び賠償 上記以外のもの 金 の	全該当事項 <u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>
			22 償還金、利子及び割引料		全該当事項
			23 投資及び出資金	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>
			24 積立金	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>
			25 寄附金	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>
			26 公課費	<u>100万円を超えるもの</u>	<u>100万円以下</u>
			27 繰出金	<u>100万円を超える</u>	<u>100万円以下</u>

改正後		改正前			
				<u>もの</u>	
		<u>そ</u>	<u>(1) 上記経理科目にかかわ</u>		<u>全該当事項</u>
		<u>の</u>	<u>らず単価契約に係るもの</u>		
		<u>他</u>	<u>(2) 収入調定</u>	<u>100万円を超える</u> <u>もの</u>	<u>100万円以下</u>
			<u>(3) 収入更正</u>	<u>100万円を超える</u> <u>もの</u>	<u>100万円以下</u>
			<u>(4) 不納欠損</u>	<u>全該当事項</u>	
			<u>(5) 公金振替命令</u>	<u>100万円を超える</u> <u>もの</u>	<u>100万円以下</u>
			<u>(6) 歳入歳出外払出命令</u>		<u>全該当事項</u>
			<u>(7) 支出更正</u>	<u>100万円を超える</u> <u>もの</u>	<u>100万円以下</u>
			<u>(8) 予算流用・予備費充用</u>	<u>全該当事項</u>	
			<u>(9) 資金前渡及び概算払し</u> <u>た経費の精算</u>		<u>全該当事項</u>
			<u>(10) 戻出命令</u>		<u>全該当事項</u>

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大府市訓令第6号

大府市私有車の公務使用に関する規程（平成5年大府市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この規程において「職員」とは、大府市有自動車運行管理に関する規程（昭和49年大府市訓令第11号）第5条第1項第1号又は第2号に規定する者のうち、次に掲げる職員をいう。 （1）～（3） 略 （4） <u>こども交流センター</u>の職員 （5） <u>こども幸齢者交流センター</u>の職員 （6）～（11） 略 2・3 略	（定義） 第2条 この規程において「職員」とは、大府市有自動車運行管理に関する規程（昭和49年大府市訓令第11号）第5条第1項第1号又は第2号に規定する者のうち、次に掲げる職員をいう。 （1）～（3） 略 （4） <u>児童センター</u>の職員 （5） <u>児童老人福祉センター</u>の職員 （6）～（11） 略 2・3 略

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

大府市訓令第7号

大府市文書管理規程（平成20年大府市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（行政文書の記号及び番号） 第11条 行政文書には、次に定めるところにより記号及び年度（第3号から第5号までの行政文書については年）ごとに番号を付けなければならない。 （1）・（2） 略 （3） 条例、規則及び訓令については、その区分の上に「大府市」を冠し、<u>政策法務推進室長</u>が一連番号を付ける。 （4） 告示については、その区分の左に「大府市」を冠し、<u>政策法務推進室長</u>が一連番号を付ける。 （5） 議案書及び専決処分書については、その区分を冠し、<u>政策法務推進室長</u>が一連番号を付ける。 （政策法務委員会の審査） 第31条 条例、規則、訓令等の原案は、市長の決裁を経た後、<u>大府市政策法務推進条例</u>（令和5年大府市条例第29号）に基づき設置された大府市	（行政文書の記号及び番号） 第11条 行政文書には、次に定めるところにより記号及び年度（第3号から第5号までの行政文書については年）ごとに番号を付けなければならない。 （1）・（2） 略 （3） 条例、規則及び訓令については、その区分の上に「大府市」を冠し、<u>法務財政課長</u>が一連番号を付ける。 （4） 告示については、その区分の左に「大府市」を冠し、<u>法務財政課長</u>が一連番号を付ける。 （5） 議案書及び専決処分書については、その区分を冠し、<u>法務財政課長</u>が一連番号を付ける。 （政策法務委員会の審査） 第31条 条例、規則、訓令等の原案は、市長の決裁を経た後、<u>大府市政策法務条例</u>（令和5年大府市条例第29号）に基づき設置された大府市政策

改正後			改正前		
政策法務委員会の審査を受けなければならない。			法務委員会の審査を受けなければならない。		
別表第 1（第11条関係）			別表第 1（第11条関係）		
文書の記号			文書の記号		
部名	課名	約字	部名	課名	約字
企画政策部	<u>秘書室</u>	秘	企画政策部	<u>秘書人事課</u>	秘
	<u>人事政策課</u>	人			
	企画広報戦略課	企		企画広報戦略課	企
	<u>財務政策課</u>	財		<u>法務財政課</u>	財
	<u>政策法務推進室</u>	法			
略	略	略	略	略	略
市民協働部	協働推進課	協	市民協働部	協働推進課	協
	<u>文化交流課</u>	文		<u>文化スポーツ交流課</u>	文
	<u>スポーツ振興室</u>	ス			
	危機管理課	危		危機管理課	危
	環境課	環		環境課	環
福祉部	地域福祉課	地福	福祉部	地域福祉課	地福
	<u>福祉まるごと相談室</u>	福相		<u>福祉総合相談室</u>	福相
	高齢障がい支援課	高		高齢障がい支援課	高
	保険医療課	医		保険医療課	医

改正後					改正前				
	健康未来部	健康未来政策課	健政			健康未来政策課	健政		
		<u>健康未来拠点整備室</u>	<u>健拠</u>						
		幼児教育保育課	育			幼児教育保育課	育		
		<u>こども若者支援課</u>	こ			<u>こども若者女性課</u>	こ		
		<u>女性活躍推進室</u>	<u>女</u>						
		健康増進課	健増			健康増進課	健増		

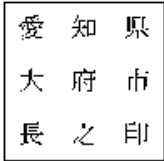
附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管者	公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管者
市長印		てん書	30×30	褒賞及び表彰用	<u>秘書室長</u>	市長印		てん書	30×30	褒賞及び表彰用	<u>秘書人事課長</u>

改正後						改正前					
発達支援センター長印	大府市発達支援センター何センター長之印	てん書	21×21	一般公文書用	こども若者支援課長	発達支援センター長印	大府市発達支援センター何センター長之印	てん書	21×21	一般公文書用	こども若者女性課長
建築主事印	大府市建築主事之印	小てん書	15×15	建築確認事務用	建築主事	建築主事印	大府市建築主事之印	小てん書	15×15	建築確認事務用	建築主事

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

大府市訓令第 9 号

大府市職員の勤務時間に関する規程（昭和45年大府市規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤務時間） 第 2 条 職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。 ただし、正午から午後 1 時までは、休憩時間とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、市長が公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て勤務時間等の割振りを変更することができる。</u> <u>3 前 2 項</u>の規定にかかわらず、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等については、市長が別に定める。	（勤務時間） 第 2 条 職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。 ただし、正午から午後 1 時までは、休憩時間とする。 <u>2 前項</u>の規定にかかわらず、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大府市訓令第10号

大府市社会福祉事務所処務規程（昭和52年大府市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(課及び係の設置) 第2条 福祉事務所に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。 <table><tr><th>課</th><th>係</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>こども若者支援課</u></td><td><u>こどもニュージェネ係</u></td></tr><tr><td>健康増進課</td><td>略</td></tr></table>	課	係			<u>こども若者支援課</u>	<u>こどもニュージェネ係</u>	健康増進課	略	(課及び係の設置) 第2条 福祉事務所に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。 <table><tr><th>課</th><th>係</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>こども若者女性課</u></td><td><u>こども支援係</u></td></tr><tr><td>健康増進課</td><td>略</td></tr></table>	課	係			<u>こども若者女性課</u>	<u>こども支援係</u>	健康増進課	略
課	係																
<u>こども若者支援課</u>	<u>こどもニュージェネ係</u>																
健康増進課	略																
課	係																
<u>こども若者女性課</u>	<u>こども支援係</u>																
健康増進課	略																
(室の設置) 第2条の2 福祉事務所に<u>福祉まるごと相談室</u>を置く。 (分掌事務) 第3条 第2条に定める係及び前条に定める室の分掌事務は、次のとおりとする。 地域福祉課 略 <u>福祉まるごと相談室</u>	(室の設置) 第2条の2 福祉事務所に<u>福祉総合相談室</u>を置く。 (分掌事務) 第3条 第2条に定める係及び前条に定める室の分掌事務は、次のとおりとする。 地域福祉課 略 <u>福祉総合相談室</u>																

改正後	改正前
(1)・(2) 略 高齢障がい支援課～幼児教育保育課 略 <u>こども若者支援課</u> <u>こどもニュージェネ係</u> (1)～(4) 略 健康増進課 略 (所長等) 第4条 略 2・3 略 4 幼児教育保育課及び<u>こども若者支援課</u>に指導保育士を置くことができる。 (決裁の順序) 第7条 事務は、原則として係長（主査を含む。）の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定及び関係課長の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。ただし、第3条において地域福祉課、<u>福祉まると相談室</u>及び高齢障がい支援課が分掌する事務については、副所長の意思決定を省略することができる。 (代決) 第8条 略 2 略	(1)・(2) 略 高齢障がい支援課～幼児教育保育課 略 <u>こども若者女性課</u> <u>こども支援係</u> (1)～(4) 略 健康増進課 略 (所長等) 第4条 略 2・3 略 4 幼児教育保育課及び<u>こども若者女性課</u>に指導保育士を置くことができる。 (決裁の順序) 第7条 事務は、原則として係長（主査を含む。）の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定及び関係課長の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。ただし、第3条において地域福祉課、<u>福祉総合相談室</u>及び高齢障がい支援課が分掌する事務については、副所長の意思決定を省略することができる。 (代決) 第8条 略 2 略

改正後	改正前
3 課長の専決事項について、課長が不在のときは、所長（健康未来政策課、幼児教育保育課、<u>こども若者支援課</u>及び健康増進課にあつては副所長。以下この項において同じ。）がその事務を決裁する。ただし、所長もともに不在のときは、所管する事務の範囲内で主幹又は課長補佐がその事務を代決する。 （専決） 第9条 第3条において健康未来政策課、幼児教育保育課、<u>こども若者支援課</u>及び健康増進課が分掌する事務（次項の規定により課長が専決するものを除く。）は、副所長が専決することができるものとする。 2 略	3 課長の専決事項について、課長が不在のときは、所長（健康未来政策課、幼児教育保育課、<u>こども若者女性課</u>及び健康増進課にあつては副所長。以下この項において同じ。）がその事務を決裁する。ただし、所長もともに不在のときは、所管する事務の範囲内で主幹又は課長補佐がその事務を代決する。 （専決） 第9条 第3条において健康未来政策課、幼児教育保育課、<u>こども若者女性課</u>及び健康増進課が分掌する事務（次項の規定により課長が専決するものを除く。）は、副所長が専決することができるものとする。 2 略

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。